

令和 8 年度

墨田区教育委員会会計年度任用職員採用選考案内

令和 8 年 8 月 7 日

墨田区教育委員会

この採用選考は、墨田区教育委員会の会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

1 募集概要等

職 種	専門員
職 務 内 容	(1)長期間学校を欠席している児童・生徒に対する相談活動や学習指導等（外部活動も含む） (2)学校との連携・連絡（訪問聞き取りも含む） (3)保護者対応 (4)ケース会議等への参加 (5)指導報告入力・文書作成等の事務作業 等
資 格 ・ 経 験	次のいずれも満たす方 (1)小学校又は中学校の教員免許状または養護教諭免許状を有し、小学校・中学校で勤務 経験があり、児童・生徒等への専門性を活かした指導・助言等ができる者 (2)心身ともに健康で、学校教育に熱意と意欲があり、誠実に業務に取り組める者 (3)ワード・エクセルを利用した文書及び表計算等の業務ができる者で ICT 関連技術のある者 (4)地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に規定する欠格事項に該当しない者
採用予定時期	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※勤務成績が良好な場合、再度の任用を行う場合があります。
採用予定人員	1 名
勤 務 予 定 先	すみだ保健子育て総合センター （3階、墨田区教育センター）

2 受験資格

- (1) 国籍、年齢は問わない
- (2) 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方に該当しない方

(注) 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

3 選考方法・提出書類等

選考方法	書類及び面接選考 面接は書類選考合格者のみ実施
提出書類	(1) 採用選考受験申込書 別添の書類に必要事項を記入し、写真を添付したもの (2) 作文 「自身の専門性を生かした個別に配慮を要する長期欠席児童・生徒等への支援について」(1200字程度、書式自由) (3) 教員免許状(写し)
結 果 通 知	合格者のみに連絡します。

4 申込手続等

所定の採用選考受験申込書及び作文、教員免許状(写し)を、下記まで郵送または持参してください。なお、提出された書類については返却しません。

※令和8年8月19日(水) 必着

申 込 先	墨田区教育センター(すみだ保健子育て総合センター3階) 〒130-8628 東京都墨田区横川5-7-4 TEL 03(3622)1128(直通) ※持参の場合は、平日午前9時から午後5時までにお問い合わせいたします。
-------	---

5 報酬等(令和8年10月予定)

報 酬	【参考】週30時間勤務した場合 月額 約229,000円(地域手当含む)
手当に相当する報酬等	期末手当・勤勉手当等 ※一定の要件を満たす場合に支給します。 ※その他、通勤手当に相当する費用弁償あり
勤 務 態 様	週30時間 ※月曜日から金曜日までのうち週4日勤務 (午前8時30分から午後5時まで(うち1時間は休憩時間))
休 暇 等	年次有給休暇が付与されます(勤務日数により、付与日数が異なります。) そのほか、慶弔休暇等があります。

社会保険の適用	地方公務員等共済組合法等に基づき、対象となる場合は、加入することとなります。
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙

6 採用選考受験申込書記入上の注意

- (1) 黒又は青のペンもしくはボールペンで記入してください。
- (2) 現住所及び郵送先
マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。
- (3) 学歴欄
最終学歴（現在）及びその前まで記入してください。
- (4) 職歴欄
正規、臨時（アルバイト）を問わず記入してください。
- (5) 資格・免許欄
保有している資格・免許を記入してください。
- (6) 郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書してください。

《 参考 》

地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第九条

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する

ことを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。